

平成19年分 所得税の確定申告・ 平成20年度 市・県民税の申告は 3月17日(月)までに!

税務課 内線 214

2月18日(月)から、所得税の確定申告および市・県民税の申告を受け付けます。

申告書は、税務署や市役所へ直接提出(郵送も可)していただくか、または、最寄りの申告会場を利用してください。ただし、譲渡所得(土地・建物・株式など)の確定申告をされる人は、市の申告会場では受け付けができませんので、関税務署に直接提出(郵送も可)してください。

●所得税の確定申告

申告が必要な人

- ①営業・農業などの事業所得や不動産所得のある人、土地や建物を売った人などで、平成19年中の所得金額の合計額が、基礎控除などの所得控除の合計額より多い人
- ②年金受給者で、諸控除を受けようとする人
- ③サラリーマンで次のいずれかに当てはまる人
 - ・給与収入が2千万円を超える人
 - ・給与所得と退職所得以外の各種所得の合計額が20万円を超える人
 - ・2カ所以上から給与を受けている人
 - ・源泉徴収税額があり、年末調整で控除できなかった医療費控除などの控除を受けようとする人

●市・県民税の申告

申告が必要な人

平成20年1月1日現在、市内在住で次のいずれかに当てはまる人

- ①営業・農業などの事業所得や不動産所得のある人
- ②事業主から市へ給与支払報告書が提出されなかった人(日雇い・パートなどの人は、事業主に確認してください)
- ③配当・譲渡・大工・左官などによる収入がある人
- ④給与、公的年金以外にも、農業や不動産などによる収入がある人

※国民健康保険加入者および後期高齢者医療制度に該当する人とその世帯主は、所得の有無にかかわらず必ず申告してください。申告されないと保険料の軽減措置を受けられないことがあります。また、昭和19年4月1日以前生まれの人と同一世帯の人は、介護保険料の算定の資料となりますので、収入がなくても申告をお願いします。

申告が必要ない人

- ①平成19年分所得税の確定申告を行う人
- ②勤務先から市へ給与支払報告書の提出があった人で、給与所得以外の所得がない人
- ③平成20年1月1日以前に亡くなった人(市・県民税は課税されません)

●申告に必要なもの

- ・印鑑(スタンプ式以外の朱肉を使用するもの)
- ・申告書(税務署・市から届いた申告書がある場合は、その申告書を使用してください)
- ・収入を証明するもの
 - ①給与所得者 源泉徴収票(必ず事業主から発行してもらってください。コピーは不可)
 - ②年金受給者 公的年金などの源泉徴収票(必ず社会保険庁などから発行してもらってください。コピーは不可)
 - ③営業・農業などの事業所得や不動産所得がある人 収支内訳書
 - ④大工・左官・縫製などの人 賃金支払明細書(必ず雇用主などから発行してもらってください)
- ・控除を証明するもの(領収書・証明書がない場合は控除できません)
 - ①生命保険料(一般用・個人年金用)・地震保険料などの支払証明書
 - ②国民年金保険料などの支払証明書
 - ③医療費の領収書
 - ④そのほか控除を受けるのに必要なもの

確定申告テレフォンセンターをご利用ください。

所得税の確定申告についてのご相談は、2月1日から3月17日までの期間、関税務署(電話 0575・22・2233)をご利用ください。自動音声案内に従って「0」(確定申告テレフォンセンター)を選択してください。(土・日・祝日は利用できません)

お願い

- 申告期間中は会場が大変混雑します。申告書はご自身で作成し、提出または郵送してください。インターネットでも確定申告書の作成ができます(国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>)
- 申告会場では、職員のアドバイスを受けながら、ご自身で申告書を作成し提出していただきますので、事前に収支内訳書の作成や医療費の合計額などはまとめておいてください。事前の作成がない場合、申告を受け付けできないこともあります